

平成23年度 年末たすけあい募金

施設配分のご案内

神奈川区内の地域福祉推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を区内の障害関係施設に対して配分を行います

【申込期間】 平成23年8月16日（火）～
平成23年9月9日（金） **厳守**

【配分対象期間】
平成23年10月1日（土）～
平成24年1月12日（木）

1 対象となる施設

神奈川区内の障害関係施設（法人はNPO法人のみ対象とします）
障害者地域活動ホーム / 障害者地域作業所 / 中途障害者地域活動センター
地域活動支援センター地域作業所型 / グループホーム

2 配分の対象

（A）備品購入費（付属する消耗品は除きます）

施設に必要なもので一過性のものではなく、繰り返し使用する1万円以上のもの

【注意点】

- 申込時の物品が購入時に品切れになっている場合
- 金額が変わっている場合
 - 同等の金額で同じ種類の物品を購入いただきます
 - 購入物品の変更はできません（申込はテレビ 掃除機に変更は認められません）
- 物品に必要な消耗品がある場合
 - あくまで備品購入費ですので、消耗品は対象外です
 - （プリンタ購入時の見積書にインク代金を追加することはできません）

（B）建物修繕費

施設での事業展開を継続していく上で必要な修繕費

3 配分金額

配分上限額：18万円（障害者地域活動ホームは35万円）
総予算額（税込）に対して20%以上の自主財源が必要です



4 配分の流れ（申込～配分）

本配分金は、事業実施後の配分となります
（配分金の前渡しは行いません）

1 受付

- ・受付期間 平成 23 年 8 月 16 日（火）～9 月 9 日（金）
- ・受付時間 月～土（祝日を除く） 9：00～17：00
- ・受付場所 神奈川区社会福祉協議会 窓口（郵送不可） 最終面地図参照

【提出書類】

（A）備品購入費を申し込む場合

配分申込書（様式 4）・見積書（原本）・購入予定物品のパンフレット

（B）建物修繕費も申し込む場合

配分申込書（様式 4）・見積書（原本）・修繕前の現状写真（不具合部分のわかるもの）

2 審査

助成金総合審査委員会（9月下旬）を開催し、配分の可否や配分金額について審査します。

3 決定通知

10月上旬までに申込団体全てに事務局より配分の可否についての審査結果を文書にて通知します。

【送付内容】 配分上限額のご案内 / 完了報告書・収支決算書 / 配分請求書
（様式 5-1） （様式 5-2） （様式 6）

4 事業実施

配分の決定を受けた物品・修繕を、申込内容に沿って購入・実施してください。

（購入・実施期間：通知到着日～平成 24 年 1 月 12 日までの間）

やむを得ない事情により内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

5 配分方法

- （1）平成 24 年 1 月 13 日（金）までに次の書類・帳票を提出してください。（厳守）
期間内にご提出いただけない場合、配分できないことがあります。
提出書類：請求書 / 通帳コピー / 完了報告書 / 収支決算書
確認帳票：収支報告書に対応する領収証（原本） 領収証は確認のみです
- （2）報告内容を精査した上で、平成 24 年 1 月末予定にて指定の金融機関口座へ振込を行います。

5 他の助成金との重複について

- （1）平成 23 年度年末たすけあい募金事業配分との重複はできません（原則 1 団体 1 配分）
- （2）神奈川区地域福祉活動計画助成金「わくわく！ステップ」の拠点整備費との重複はできません
- （3）その他、行政・県共同募金会・各種団体・各種基金助成金との重複はできません

6 配分予算額（総予算額）

予算総額：1,150,000円

申込総額が配分予算額を超えた場合、各団体への配分額が申込額に満たない場合がありますのでご了承ください





7 配分の制限について

過年度の申込状況に応じて、また今年度の申込金額により、次のとおり配分制限（配分を受けられない期間）がありますのでご注意ください。

（1）障害者地域活動ホームの場合

【23年度】	【24年度】	【25年度】	【26年度】
配分金額			
～15万円未満	→ 申込可		
15～25万円未満	→ 申込不可×	→ 申込可	
25～35万円	→ 申込不可×	→ 申込不可×	→ 申込可

平成22年度に配分を受けた団体は上記表より1年差し引いて配分制限を確認してください

（2）その他の対象施設

【23年度】	【24年度】	【25年度】	【26年度】
配分金額			
～7万円未満	→ 申込可		
7～12万円未満	→ 申込不可×	→ 申込可	
12～18万円	→ 申込不可×	→ 申込不可×	→ 申込可

平成22年度に配分を受けた団体は上記表より1年差し引いて配分制限を確認してください

8 注意事項

- （1）審査の結果、申込内容により配分できない場合があります
- （2）申込書や報告書類に虚偽など、不正な内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います（交付済みの場合、返還していただきます）
- （3）総予算額に対して20%以上の自主財源が必要です（再掲）
- （4）配分を受けた団体は、個人情報を除き配分内容等について公開されます
- （5）備品購入でポイント制度のある店舗（大型電器店等）をご利用になった場合、ポイント相当分を配分決定額から減額します。

例）10万円のテレビを購入予定（自主財源2万円 配分金8万円で申込）

10万円のテレビを購入（自主財源2万円 **ポイント1万円分** 配分金7万円）

9 共同募金運動への協力

配分を受けた団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）をお願いします。また、購入物品等に「年末たすけあい配分事業」と明記をお願いします。（受配シールを配布します）





平成23年度 年末たすけあい募金配分金 施設配分のご案内 【平成23年7月】

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川 1F
電話：045-311-2014 FAX：045-313-2420

